

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十六号

昭和二十四年鳥取縣規則第三十八号鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年六月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條を削る。

第四條第一項を次のように改める。

加工炭の製造業者又は販売業者が縣外の加工炭の業務用消費者又は販売業者に加工炭を譲渡しようとする場

合には、知事の許可を受けなければならぬ。

附表1中「資格を証する書類を添え」を削る。

附表6を次のように改める。

昭和二十四年六月二十八日
第二千二十三号 火曜日

本書ノ大サハ國定規格 A5 列

加工炭縣外譲渡許可申請書

一、品目、種類及び数量

品目	種類 (規格)	数	量	備	考

二、譲渡期間 年 月 日から 年 月 日まで

三、譲渡先 都 府 市 町 大字 番地 縣 郡 村 職業 氏 名

四、譲渡理由

右の通り譲渡したいから御許可下さるよう申請致します

す。

年 月 日 住所 氏 名 ㊦

知 事 宛

◇鳥取縣規則第五十七号

森林法第七十六條第八十條及び第八十一條の規定により
鳥取縣森林害虫驅除予防規則を次のように定める。

昭和二十四年六月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣森林害虫驅除予防規則

第一條 森林害虫の發生したときは、森林法によるの外
この規則によつて驅除予防しなければならぬ。

第二條 この規則で樹木とは松、すぎ、ヒノキ、唐松を
いふ。害虫とは次に掲げるものとする。

- 一、キクイムシ科に属する害虫
- 二、ゾウムシ科に属する害虫

- 三、カミキリムシ科に属する害虫
- 四、その他知事の指定する害虫

第三條 森林害虫が樹木に發生し又は發生したと認めら
れるときは、当該森林所有者(森林管理者を含む以下
同じ)又はその立木所有者は遅滞なくその旨を様式第
一号によつて知事に届け出なければならぬ。

第四條 前條の届出を要する者は直ちに次の方法により
これを驅除予防しなければならぬ。

- 一、被害木を伐倒して剥皮の上樹皮、枝條及び害虫を
集めて焼却し、又は二十日以上水中に浸漬して害虫
を完全に死滅させること。
- 二、被害木の根株は地下一尺まで剥皮の上樹皮及び害
虫を集めて焼却すること。

前項の驅除予防を終了した場合は様式第二号によつ
て知事にその旨を報告しなければならぬ。

第五條 森林所有者又は立木所有者が前條による驅除予
防を行わないときは、知事は自らこれを行い又は知事
の適當と認める者に命じてこれを行わせることができ

る。

前項の驅除予防の費用は、森林所有者又は立木所有者
の負担とし、行政代執行法第六條の規定を準用してこ
れを徴収する。

第六條 森林害虫の被害地区内にある樹木の用材及び新
炭材は、皮付のままこれを他の地区に移動することは
できない。

前項の被害地区は、知事が別にこれを定める。

第七條 この規則による届出は、所轄市町村長、並びに
地方事務所長を経由しなければならぬ。

第八條 前條の届出を受けた市町村長は、所有者別に、
地方事務所長は、市町村別の害虫発生量、驅除量、被
害木利用状況表を様式第三号及び第四号によつて作成
し市町村長は、所轄地方事務所長に、地方事務所長は、
知事に、報告しなければならぬ。

附 則

第九條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第十條 昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十三号鳥取縣
松樹害虫驅除予防規則は、これを廢止する。

様式第一号

森林害虫發生届書

被害 箇所	被害 林令 面積	被害 材積	被害 区域 の本 数に 対す る比 率	被害 發生 年月 日	所 有 者
					住所 氏名

右お届致します

年 月 日

知 事 宛 住所 氏 名 ㊦

様式第二号

森林害虫驅除(予防)終了届

被害 箇所	被害 林令 面積	被害 材積	被害 区域 の本 数に 対す る比 率	被害 發生 年月 日	所 有 者
簡令積数 材積一般 用材	被害木 利用材積	薪炭 其他	計	驅除 終了 年月 日	住所 氏名

右お届致します

年 月 日

知 事 宛 住所 氏 名 ㊦

第三号様式 市町村別害虫被害状況報告 責任者氏名 (月末日現在)

樹種別

市町村別 (所有者別)	前月末被害 状況			本月発生量			本月駆除量			本月末被害 量		
	面積	本数	材積	面積	本数	材積	面積	本数	材積	面積	本数	材積
	町	本	石	町	本	石	町	本	石	町	本	石
計	全	枯										
	一部	枯損										
合備考	計											

第四号様式 市町村別被害木利用状況調 責任者氏名 (月末日現在)

樹種名

市郡別	前月末未 利用材積	本 月 駆 除 量	本月利用材積					計	本 月 未 利 用 材 積
			一般 用材	坑木	パ ル ブ	薪炭	其他		
	石	石	石	石	石	石	石	石	
計									

告 示

◇鳥取縣告示第三百二十五号
昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により氣高郡豊実村議會議員候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年六月二十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
昭和二十四年六月二十八日から
同 年七月三日まで

番号	業 種	住 所	氏 名	種 別	同 上 雇 主	交付年月日
一	生繭売買	米子市東倉吉町	望月 秀三	同	同	昭和二十三年十一月十九日
二	同	西伯郡大高村尾高	青木 寛	同	同	
三	同	同御來屋町	備谷 章	同	同	
四	同	同外江町	南家 清一	同	同	
五	同	同	竹内 乙市	同	同	

◇鳥取縣告示第三百二十六号
昭和二十年十二月農林省令第三十一号蚕糸業法施行規則第四十條第一項昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六号蚕糸業法施行手続第十條の規定による生繭売買及生繭仲立許可証を次のように交付した。

昭和二十四年六月二十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00714

六	同	米子市角盤町	井上字太郎	同
七	同	西伯郡外江町	竹内 一雄	同
八	同	同渡村渡	松本 太郎	同
九	同	鳥取市吉方	横山 政吉	同
一〇	同	東伯郡八橋町八橋	遠藤 とみ	同
一一	同	同倉吉町越中町	戸崎 重利	同
一二	同	同由良町妻波	山田 正儀	同
一三	生繭仲立	米子市立町四丁目	細田 博道	同
一四	同	氣高郡末恒村内海	三橋 誠	同
一五	同	岩美郡岩井町宇治	中原 貞男	同
一六	同			
一七	同	東伯郡上小鴨村藏内	岸田 友春	同
一八	同	八頭郡若櫻町若櫻	中田 吉雄	同
一九	同	日野郡溝口町白水	松原 一男	同
二〇	生繭売買	西伯郡外江町	南家 秀雄	同

鳥取縣公報 第二千二十三號 昭和二十四年六月二十八日 (第三種郵便物認可) 六

00715

二一	同	同	南家 幸一	從業者	西伯郡外江町	南家秀雄	同
二二	同	同	竹内 修二				同
二三	同	同	浜田 清衛				同
二四	同	同	佐藤 基				同
二五	同	同	藪内 節雄				同
二六	同	同	竹内 勇治				同
二七	同	同	平木 豊				同
二八	同	同	平木 義高	從業者	西伯郡五千石村福市	平木 豊	同
二九	同	同	高梨 光榮		同外江町	高梨 力	同
三〇	同	同	高梨 力				同
三一	同	米子市法勝寺町	上田 信吉	從業者	西伯郡五千石村福市	平木 豊	同
三二	同	西伯郡和田村	井田 九一				同
三三	同	東伯郡倉吉町銀治町	矢田 義雄				同
三四	同	同宮川町	沢田 壽正				同
三五	同	同福吉町	今井清太郎				同
三六	同	同浦安町金市	種子 実				同
三七	同	同八橋町八橋	石見きくの				同
三八	同	同倉吉町新町	米田 安藏				同

鳥取縣公報 第二千二十三號 昭和二十四年六月二十八日 (第三種郵便物認可) 七

00716

- 三九 同 同 鍛冶町 横山 近信
- 四〇 同 同 浦安町金市 吉田 敏明
- 四一 同 同 同 田中 迪藏
- 四二 同 同 長瀬村久留 杉本 光行
- 四三 同 同 米子市朝日町 山根豊次郎
- 四四 同 同 同角盤町二丁目 松尾 万吉
- 四五 同 同 同車尾 浜田 熊市

◇鳥取縣告示第三百二十七号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

- 昭和二十四年六月二十八日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、国民健康保険を行う村 二、條例制定の認可年月日 東伯郡高城村 昭和二十四年六月二十日

◇鳥取縣告示第三百二十九号

昭和二十四年六月十日鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費

地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

- 昭和二十四年六月二十八日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、登録者住所氏名 鳥取縣氣高郡浜村町大字浜村五五番地ノ三 氣高生必商業協同組合 理事長 山根 仲藏
- 二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
- 三、登録番号 第四号

00717

- 四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 五、営業所又は事業場の位置

- 鳥取縣氣高郡浜村町大字浜村六八〇ノ二番地 氣高生必商業協同組合
- 鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷四〇〇番地一〇ノ四 氣高生必商業協同組合青谷支所
- 鳥取縣氣高郡寶木村大字寶木一四二ノ四番地 氣高生必商業協同組合寶木支所

◇鳥取縣告示第三百三十号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

- 昭和二十四年六月二十八日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、国民健康保険を行う町 二、條例の制定の認可年月日 氣高郡浜村町 昭和二十四年四月一日